

土地家屋調査士

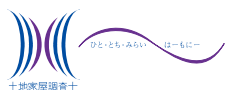
# やまがた

測

秋号

第185号

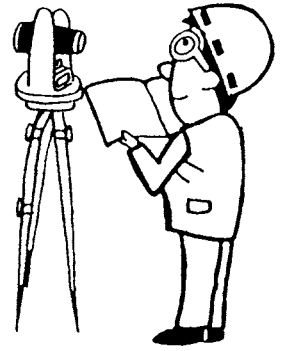
2014.10



**山形県土地家屋調査士会**

URL <http://www.chosashi-yamagata.or.jp>

# とちかおくちょうさし 土地家屋調査士とは？

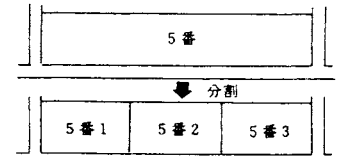
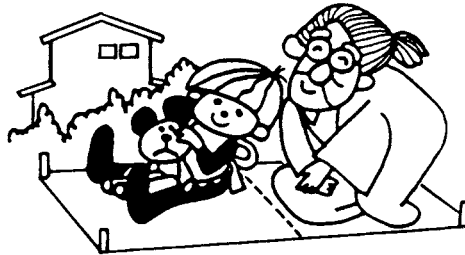


土地・建物を調査・測量して表示登記の申請手続をあなたに代って行います。

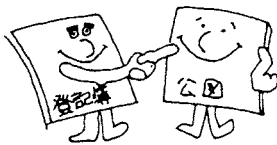
相続や贈与・売買などで分割または合併するときは

土地分筆・合筆登記

1筆の土地を2筆以上に分けるときは“分筆登記”が必要です。  
2筆以上の土地を1筆にするときは“合筆登記”が必要です。  
正確を期するため、調査士に依頼しましょう。



土地地積更正登記  
地図訂正申し出



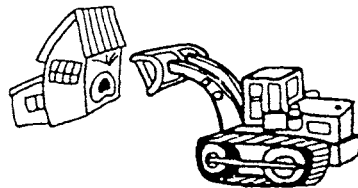
- 土地登記簿に記載してある面積と実際の面積が違うとき（地積更正登記）または、法務局の地図と現地が違うとき（地図訂正申し出）
- 登記簿謄本または登記事項証明書公図が必要なとき
- 相談業務も行っています。事務所にお尋ね下さい。

建物を新築したときは

建物を建てたときは1ヵ月以内に“表題登記”の申請をしなければなりません。新築の表示登記をしないと、保存登記もできません。（従前の建物を取りこわしたときは滅失登記をしましょう。）



建物表題登記  
建物滅失登記



## ●●●●●●●●●● 不動産表示登記は土地家屋調査士の業務 ●●●●●●●●●●

土地	関係
登記の名称	摘要
土地表題登記	道路、水路等、公有地の払下げを受けたとき
土地分筆登記	一筆の土地を二筆以上に分けるとき
土地合筆登記	二筆以上の土地を一筆にまとめるとき
土地地目変更登記	田、畑等を宅地などにしたとき
土地地積更正登記	登記簿の面積と、実測面積が異なるとき

建物	関係
登記の名称	摘要
建物表題登記	建物を新築したとき 建売住宅等を買ったとき
建物表示変更登記	建物を増築したり、一部を取壊したとき
建物滅失登記	建物を全部取壊したり 建物が焼失等のとき
区分建物表題登記	マンション等を新築または買ったとき
建物分割・合併登記	二棟以上の建物を一棟にしたり、分けたりするとき

◎詳しいことはお近くの土地家屋調査士事務所にご相談下さい。

◎職業別電話帳に土地家屋調査士欄がありますのでご利用下さい。

## とちかおくちょうさし 山形県土地家屋調査士会

〒990-0041 山形市緑町1-4-35  
☎023(632)0842 FAX(632)0841

## ・ 目 次 ・

★第1回研修会報告	業務研修部	齋藤 幸夫	4
★第29回通常社員総会開催される	広報委員	木村 裕次	5
★支部だより			
山形支部第1回研修会報告	山形支部	柏屋 敏秋	8
クラゲ館長と出会い	米沢支部	鈴木 智春	8
寒河江支部業務研修会開催	寒河江支部	古関 亮太	9
会誌を読んで	北村山支部	菅野 信	10
新庄支部広報	新庄支部	海藤 祐二	10
さんま祭りが開催	山形支部	柏屋 敏秋	11
★会務報告・会員の異動			11
★土地家屋調査士制度広報タオルのご案内			12
★ご近所グルメ 第10回 小腹がすいたら			12
★マンガ『様々な事』		b y - H	13
★男の知らない女の話・女の知らない男の話			
『だから行けて言ったのに』		伊藤美代子	14
★ほんのひとり言ですが…			
『離婚と独立』		佐藤 昌子	15
★連載 とおる先生のホームページ			
『親子間の金銭の無償貸付け』	奥山税理士事務所	奥山 享	16
★編集室			17



## 第 1 回研修会報告

業務研修部 齋藤 幸夫

9月12日ホテルメトロポリタン山形を会場に早稲田大学大学院法務研究科教授の山野目章夫先生を講師にお迎えし、平成26年度第1回研修会が、開催されました。山野目先生といえば、昨年当会の酒田での研修会で、大変好評だった先生です。今年は「東日本大震災と不動産登記制度」と題してご講義を頂きました。

その中で特に興味深かったのが、①登記記録のバックアップの重要性と完璧さであります。あの東日本大震災の際、登記記録のバックアップが完璧であったため、何のトラブルも起こらなかったとのこと。戸籍記録や車の登録記録は、まだまだ不安なところがあるとのことでした。

②にスクリーンの映像に津波で半壊した建物を映して、この建物をどのような登記処理をすべきか？ 宮城会からいらした先生の発言で、「滅失登記はできない、しかしこの建物が未登記だったら、表題登記も出来ない。」という被災地ならではの回答もありました。宮城会では法務局の依頼で建物の調査をしたそうですが、調査士は滅失と判定した後、登記を回復した建物が相当数あったとのことでした。理論上は「矛盾」する手続きが、被災地では行われていることも再認識しました。

③は、「共有地」を時効取得したときの判決を得るのに、どのような判決にすべきか？ 今までは考えもしませんでした。が、「共有者」

の1人に対する判決は新取得者の所有権が証拠により認定された判決でなければ、他の共有者に対抗できないとのこと。等々

この度の研修会は、実務に直結した事由について、わかりやすく説明していただきました。大変、有意義な時間を過ごせたと思います。大変お忙しい中、私たちのために時間をさいて頂いた先生に深く御礼申し上げます。





## 第29回通常社員総会開催される

広報委員 木村裕次

公益社団法人山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会通常社員総会が、去る平成26年8月27日（水）午後1時から鶴岡市湯野浜温泉「愉海亭みやじま」において開催された。

総会は議長に森谷博明社員が就任し進行され、平成25年度事業報告及び収支決算承認はじめ、すべての議案が可決された。また、新年度事業・新年度予算が報告承認され新年度は正式にスタートした。

セレモニーは、吉村美栄子山形県知事・榎本正規鶴岡市長はじめ多数のご来賓をお迎えし和やかな中盛会におこなわれ、田中理事長は挨拶の中で公益法人の役割を自認し低迷打開のため新事業に取り組む決意を述べ、社員各位に協力を求めた。

顕彰は山形地方法務局長感謝状（法14条地図）を山形地区長が拝受し、東海林敬前理事長を始め退任された役員に対して、当協会より協会運営の労いと感謝を表された。

また、嘱託登記の啓蒙事業として、加茂水族館の嘱託登記の目録を榎本正規鶴岡市長へ、当協会田中忍理事長と、公益社団法人山形県公共嘱託登記司法書士協会折原博一理事長より贈呈された。

平成25年度の事業収入は7千7百万円と前年度に対して約6百万円増加したが、非常に厳しい状況が続いている。公益社団法人に移行し1年経過した訳であるが、傍目の良い事業に気がとられ、協会の財務が悪化するなら

ば本末転倒といわざるを得ない。まずは足下を見つめ直す時期とも思う。業績のよい協会は、県・市町村が顕著であることから、当協会の課題は正しくそこにある。本年度は不転の覚悟で臨まなければならない。

総会の中で公益法人の役割を踏まえた平成26年度新事業として、村上龍男鶴岡市立加茂水族館館長を講師に、「クラゲと出会い…」と題して一般公開講座を実施した。館長は成功を導く秘訣として「ばかばかしいこと、人から笑われることなど、常識にとらわれない大胆さで、諦めずに挑戦すること」とユーモアを交えて話された。協会運営においても非常に興味深く有意義な講座であった。



田中理事長

## 《総会概要》

社員総数 113名

出席社員数 103名

内訳 本人出席 58名

委任状出席 12名

書面決議 33名

## 《顕彰》

- 山形地方法務局長感謝状（法第14条第1項  
地図作成作業）

公益社団法人山形県公共嘱託登記土地家  
屋調査士協会

- 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡  
協議会長表彰

東海林 敬 社員（前理事長）

富 樫 庄 一 社員（前監事）

- 公益社団法人山形県公共嘱託登記土地家屋  
調査士協会理事長感謝状

東海林 敬 社員（前理事長）

尾 花 博 社員（前副理事長）

渡 部 孝 弘 社員（前理事）

下 村 宏 社員（前監事）



加茂水族館 村上龍男館長

## 《議事》

議第1号 平成25年度事業報告及び収支決算  
承認について

議第2号 役員報酬支給承認について

議第3号 一時借入金の借入について

## 《新年度事業》

事業計画の主旨を次の4項目とする。

- ①地図作成作業の積極的参画及び提言
- ②公益法人としての国民に対する役割の自己  
認識と情報公開の在り方
- ③嘱託登記業務の重要性、必要性の官公庁へ  
の推進行動
- ④コンプライアンスの順守とガバナンスの徹  
底

## 1. 業務関係

- 1 地図作成作業の積極的参画事業（法的  
事業）

\*不動産登記法第14条1項地図作成作業  
山形地方法務局から受託している事業で  
あり、地図混乱により行政インフラ投資  
が阻害されていた状況を解消するもので、  
県民の財産である土地の権利の明確化、  
相隣関係の安定化に寄与する事業である。  
当協会は筆界（官公署との境界）を目視  
できる、永久標識を無償で設置する。

## 2 公益法人としての役割的事业

## \* 公共用建物の無償登記

県民、市民に愛されている建物等、登記  
を通じ登記制度の啓蒙を図る。

平成26年度事業については、鶴岡市「ク  
ラゲドリーム館」を予定。

## \* 研修会および公開講座

公共事業に関する研修会を社員のみならず、官公署等の職員も含めた形式で実施

- \* 新庄地区において定期情報交換会予定
- \* 鶴岡市公開講座予定・講師：鶴岡市立加茂水族館（クラゲドリーム館）館長（山形県土地家屋調査士会後援）
- \* ホームページによる情報発信の充実  
組織の透明化により業務・財務・役員の健全化を図る。広く一般市民に対し業務等情報を発信し土地家屋調査士制度、不動産登記制度の啓蒙を図る。

### 3 嘱託登記の重要性、必要性を啓蒙・推進事業（法的事業）

国・地方公共団体等の公共用地取得、法定道路・河川等の改良、改修整備事業に伴う不動産の表示に関する嘱託登記を登記所に代理申請する、本協会最重要の事業である。

大量一括、地域密着により、成果のスムーズ且つ均質な業務処理を行う。

### 4 コンプライアンスの順守とガバナンスの徹底

- \* 定款・規程・関係法令に基づく内部研修会を実施する。
- \* 平成25年度に実施した各社員の事務所形態に関するアンケート調査の結果を踏まえ、適正な業務処理を行う。



総会のような様子



# 支部だより



## 山形支部第1回 研修会報告

山形支部  
柏屋敏秋

本年7月23日（水）山形国際ホテルにおいて、山形支部第1回研修会が開催されました。

研修会は2部構成となっており、第1部は法務局と事務打ち合わせと事例研修。第2部は、平成26年度税制改正の解説でした。山形支部の第1回研修会の内容としてすっかり定着した感があります。

詳細については書けませんが、主な内容について記載しますと、渡邊正彦総括表示登記専門官により筆界特定についての申請件数の傾向や申請内容の紹介がありました。また実地調査について、省略できるのはどんな場合なのか等の解説を頂きました。

次に渋谷正博登記官により会員の質問に対する回答と法務局から我々調査士に対する要望についてのお話がありました。

法務局からの要望は4点ありましたが、その中から2点について書きますと、①地積測量図や建物図面などの図面類はスキャナーで読み取って保存するので、図面の文字はあまり小さな文字を使わないで欲しい②登記官に調査士が相談するときは相談票を提出してくださいとのことでした。

税制改正については、主に不動産に関する

ものと、大改正のあった贈与税について解説をいただきました。また最近話題のNISA（ニーサ）についても解説がありました。



## クラゲ館長と 出会い

米沢支部  
鈴木智春

平成26年8月27日、公益社団法人山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の第29回通常社員総会が鶴岡市湯野浜温泉にて開かれました。日本海を一望できる素晴らしい景色のある中で、天候はあまり優れませんでした。県内多くの社員の方々が参加し、次年度に向けた実りある総会だったと思います。

その中で、記念講演として今年リニューアルオープン致しました、加茂水族館の館長であります村上龍男氏よりお話を頂きました。演題は「クラゲと出逢い…」。一般の方々もお招きしての講演でした。講演内容は、以前の普通的水族館から現在世界一のクラゲ水族館になるまでの試行錯誤や、クラゲ飼育の方法をクラゲの研究等でノーベル賞を受賞された下村氏への問い合わせた1通の手紙がきっかけに始まったことなど、水槽の中で泳ぐ優雅なクラゲとは全く異なった相当な困難や苦労した話を聴かせて頂きました。その話の中で「いい加減に生きる」ことが必要だと館長

は語っております。それによりユーモアが生まれ人に興味を持ってもらえる、人から笑われるような発想こそが本当のアイデアを生むとの事です。また、「絶対にあきらめるな」ダメな時でも「それでもあきらめない」ことが必要だと語っておりました。この2つの言葉はどの業界にもというよりは、人として必要だと感じます。しかし、忘れがちな言葉でもあります。日常では「真面目に生きなければ」や「ダメな時はダメ」が先行してその先に何も生まない事が多い中で、館長は経験した苦労や困難を乗り越えるために、その先にたどり着くために見出した突破口の一手段の言葉だったのかと思います。

この講演を終始面白く語り会場内は笑いが絶えずとても盛り上がり、本当に苦労して水族館を立て直すためにあちこち紛糾する自分の姿を、講演でしかも初見の方々に笑って話せる館長の人としての深さにもとても感銘を受けました。面白い話を交えたその裏側にある深さや言葉の重みに聞き入ってしまい、そのせいなのか、クラゲの生態についての説明もございましたがあまり覚えていません（すみません）。

館長の講演後、最初はあまりクラゲには興味がありませんでしたが、今度水族館に行ってみたいと思うようになりました。生態については実際に観て勉強します。皆様方も機会あれば様々な視点から水族館を楽しめると思っていますので、館長の講演会等を一度聴いてから観るのもおススメかと思えます。



## 寒河江支部 業務研修会開催

寒河江支部

古 関 亮 太

平成26年 8 月 5 日（火）ホテルサンチェリーにおいて、寒河江支部業務研修会が開催されました。

研修の内容は、平成26年 7 月 23 日に宮城会で開催された研修会の伝達講習ということで以下のとおりです。

1. 「調査・測量実施要領」の追録について
2. 「土地家屋調査士事務所形態・報酬実態調査報告書」
3. 「認証局移行に係る重要なお知らせ」

1 の細かい内容といたしましては、調測要領の発行・改訂の変遷と今回の追録の筆界特定手続、民間紛争解決手続について、これからの調測要領についてです。2 といたしましては、平成25年度の土地家屋調査士事務所形態・報酬実態調査報告書についてです。これは連合会のホームページでも見られるようです。3 といたしましては、これまではICカードで電子署名をしていましたが、これからはICカードに換えて、ファイル形式の電子証明書を使用するという事です。

講師は荒木友博会員と私、古関が担当しました。私は調査士会に入会して5年目となりますが、講師をするのは今回が初めてでした。講師をやってみてわかったことは、研修会の前はかなり時間をかけて準備をしなければならず大変ですが、時間をかけた分、逆に自分の勉強にもなるということです。とても緊張

しましたが、なんとか先輩方の助言などに助けられ、無事にやりきることができました。

研修会終了後、司法書士寒河江支部との合同ビアパーティーが開かれました。頑張った分、その時飲んだビールは格別においしかったです。

寒河江支部会員の皆様方、聞き苦しい点や不手際が多々ございましたが、ご清聴ありがとうございました。大変お疲れ様でした。



## 会誌を読んで

北村山支部  
菅野 信

このたび、連合会誌8月号が届いた。

会津支部会員の寄稿「愛しき我が会、我が地元「もう一度、只見線」を読む。春に訪れた時、この地の復旧工事は忘れ去られてしまったのだろうか思うような酷い状況であったから、支部会員の熱意は手に取るように理解できた。早速「只見線応援団」に応募したところ、数分で福島県庁のサイトに繋がり、復旧の兆しを感じ喜んでいる。

このように、会誌が会員だけの情報誌にとどまらず、社会に貢献する情報誌としての役割も果たしていることを改めて実感したところである。

以前、東日本大震災後、某協会誌に岩手県建築士会女性委員による復興援助の記事が掲載され、募金した事があった。しばらくして、啄木の短歌と、宮沢賢治の「アメニモマケズ」の詩に、茅葺屋根を撮りこんだ農村風景

の写真を挿入して仕上げた「いわて芝棟ものがたり」という素敵な小冊子が届き、嬉しい思いをしたこともある。いずれも、自分の職業に誇りを持ち、地元を愛でる気持ちの強いことが伝わってくる。自分もなるべく地域活動に関わり、日頃の恩返しを成していきたい。



## 新庄支部広報

新庄支部  
海藤 祐二

本年度第1回の支部研修会が7月17日に新庄市民文化会館を会場に行なわれました。

現在、調査士業務と並行して、測量設計にも携わる矢作賢紀会員に講師をお願いし、第一部として道路の路線測量、測量設計業務についての講義、第二部として宅地造成についての講義を受けました。

第一部では、実際に行なわれた市町村道の測量設計業務について、調査・測量から計画・設計に至る業務の手順や、その際の留意点などが紹介されました。我々調査士も嘱託登記等では用地買収を伴う業務を扱うものの、調査測量の段階から業務に入ることは稀なため、大変興味深い内容でした。

第二部では、宅地造成について、まず、関係法規の研修を行ないました。開発許可、宅地造成等に関する規制等について、資料を交えながら講義を受けました。この分野は調査士の隣接業務でもあるため、法規についてはしっかり知識として身に付けておくべきだと思います。また、盛土切土計算の際のメッ

シュの切り方などは勉強になりました。

研修を終えて思うことは、調査士はプロの集団であり、時として、わからない、では済まされない時もあり、そのためには日々、多様な業務に対応できる知識を身に付けておくことが肝要であるということです。日々研鑽を怠らない調査士でありたいと思います。



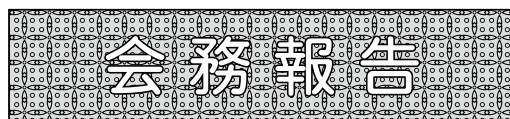
## さんま祭りが開催

山形支部

柏屋 敏 秋

平成26年9月21日、山形市の霞城公園において「気仙沼さんま祭りin山形」が開催され、多くの人で賑わいました。

「やまがた気仙沼会」が開催したもので、今年で3回目になります。過去2回の開催で認知度が上がったことと、好天にも恵まれて、開始予定の1時間前には約500人が列をつくり、30分早めて対応され、2,400匹のさんまが無料でふるまわれました。



### 7月

- 17日 第4回常任理事会
- 31日 全国一斉不動産表示登記無料相談会  
(山形)

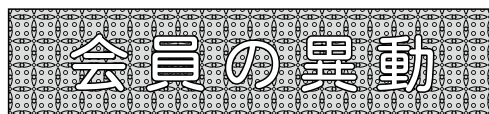
### 8月

- 7日 第2回合同役員会
- 〃 支部長会議
- 19日 第5回会館問題打合会
- 〃 第5回常任理事会
- 22日 第1回総務部会
- 〃 第1回広報・社会事業部会
- 27日 (社)山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会社員通常総会

鶴岡市湯の浜温泉「みやじま」

### 9月

- 10日 非調査士実態調査（本局、寒河江・酒田各支局、村山出張所）
- 12日 第1回業務研修会『ホテルメトロポリタン山形』
- 19日 東北ブロック協議会第4回理事会  
宮城会
- 21日 岩手会小笠原九二男氏黄綬褒章受章祝賀会 盛岡市
- 25日 } 第1回全国会長会議 東京都
- 26日 }
- 30日 第6回常任理事会



### ◎退会者

- 齋藤 和義（鶴岡支部）7月31日退会
- 川原 政幸（酒田支部）8月29日退会

平成26年10月末日

会 員 各 位

山形県土地家屋調査士会 会長 山川 一則  
広報・社会事業部長 今野 繁

## 土地家屋調査士制度広報タオルのご案内

晩秋の候 皆様にはお元気でご活躍のことと拝察いたします。また、当会会務運営につきましては、ご協力とご理解を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年度広報事業の一環として制度広報用タオルを製作いたしました。つきましては常日頃から土地家屋調査士制度の社会的意義や具体的な業務内容をさらに多くの市民に認知していただくために、また、日常業務でお世話になった皆様への『広報グッズ』としてご活躍いただきたいと存じます。

記

- 1 頒布価格 1枚120円(税込 送料は別途)
- 2 ご注文単位 10枚単位でお申し込みください。

# ご近所グルメ

## 第10回 小腹がすいたら

朝夕の肌寒さと、夕暮れ時の空腹に秋を感じる今日この頃です。

しかしポッコリお腹が気になるので夕飯まで我慢します。ところが、うっかりあの店の前を通ろうものなら我慢できません。気づけば手にしたTONGSの先には……

そう、“ラ・プロバンス”の“カマンベールノア”です。くるみが練りこまれたあっさりとした生地



にたっぷりのカマンベールチーズが詰め込まれたパンですが、あの

独特なカマンベール感はそれ程でもないので苦手な方でも大丈夫！くるみの香ばしさと濃厚なチーズがたまりません。あっという間に完食であります。一個じゃ足りない！買占めます！

たまに売り切れの時もあります。焼きたてが出てくるのではと粘ってみたいします。

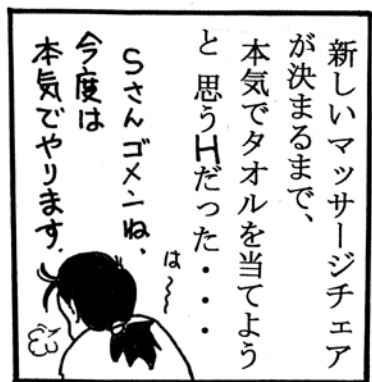


大野目と松見町にお店がありますので気になった方はぜひ。 (編集3号)

アナタは「良い事は人に勧めたい!タイプ」?

「人に教えたくない!タイプ」?

# 様々な事 BY-H



夏休みに日本科学未来館(科学技術振興機構)へ行ったら、開催中の企画展が「トイレ?行っとイレ!ボクらのうんちと地球のみらい」だった・・・

排泄物で健康チェック

# 男の知らない女の話 女の知らない男の話

## だから行けって言ったのに

月刊「ほいづん」編集・発行人  
伊藤 美代子

友人の夫が68歳の若さで亡くなった。肺癌だと聞いていたから、予想はしていたがそれにしても早かったなあ。

お葬式の後、残された友人が悔しそうに言った。

「旦那はひどい咳が続いて、私は医者に行けってずっと言っていたのよ。なのに行かなくて。自分で医者に行ったときには遅かったのね。抗がん剤治療でがんは小さくなったけど、咳がひどかったから気管が裂けてしまったみたい」

がんが小さくなくても、気管支が裂けるほど咳が止まらないのって、想像するとすごくない？

別の友人が言った。

「男って妻から命令されるのが嫌なんだろうね。特に医者に行けって言われるのがいやみたい。わかっているけどお前に言われたら行きたくなくなった、って私も言われたもの。結局臆病なのよ」

「わかるー」と一同うなずいた。

確かに私の周りにもいる、いる。妻はちょっと血圧が高い、熱があるみたい、足が痛いといったは医者に行く。「先生が、旦那さんも診察に来るようになって言っていたよ」と妻に言われて「なぜおれに直接言わないでお前に言うんだ」と無茶苦茶なことを言うんだって。

医者に行っても自分の注射は絶対見られない、メスで切開だなんてとんでもない、出産立ち合いで卒倒した若いパパもいるしなあ。

「女性はね、出産するから血を見ても平気なのよ」という人がいる。「毎月月経があるから血を見るのは慣れているのよ」。それもそうだ。

が、女性は男性より生きる根性ができているのではないか、とも思うことが多い。たとえばひとり親家庭。昔は母子家庭が多かったが、生活が大変だと国に働きかけ、時には国政選挙の圧力団体にもなって、様々な権利を勝ち取ってきた。

父子家庭は、男は仕事があるから経済的には苦勞しないといわれてきた。けれど、子どもを引き取れば残業できない、出張できない、家事もできない。だから父子家庭も大変なのだが、意地があるのか困ったといえず、組織を作ることしなかった。

近ごろは若いパパたちが主張し始め、やっとい児童手当などを父子家庭でももらえるようになった。母子家庭はお金がないから必死で訴えなければならなかったが、こうした覚悟が違ったのだろうかと思う。

男が偉いという幻想は終わった（といったら嫌われるだろうなあ）。男は強くなければ、泣いてはいけない、と作られた強いイメージが付きまとい、強がりを行っているが本当は気が弱いのだ。医者から「酒を飲むな」「たばこはだめ」と言われるのが怖くって寿命を縮めているとしたら、残された家族が大変だ。

しかし2週間ほどたったころ、友人は言った。「あら、大丈夫よ、生命保険ももらえるし遺族年金はあるし、これからは私の人生。まず旅行したいな、ね、行かない？」

やっぱり女性の方が強いのだ。

### 伊藤 美代子

1948年、山形市生まれ。月刊「ほいづん」編集・発行人。FM山形番組審議委員長など、2004年4月からラジオモンスターで介護保険のラジオ番組を担当している。



# ほんのひとり言ですが…



## 離婚と独立

初めにお伝えしておきますが、タイトルは私自身のことではありません……(笑)

『三行半』という言葉があります。江戸時代に庶民が離婚する際用いた離縁状の一つで、江戸時代には字を書けない人も多かったことから、3本の線とその半分の長さの線を1本書くことで“離縁状”とする風習があり、一般的にはそれが『三行半』と呼ばれる所以となっています。4本の線を書くだけで離婚が成立する時代というのはなかなか想像しにくいですが、その土地、その時代の様々な風習には興味深いものが多いですね。

そういえば、フィリピンには離婚制度がないとか。離婚したい時は裁判所に申し立てを行い、『婚姻無効』という判決を得る必要があると言います。つまり離婚歴が付かないというわけです。日本のように『バツイチ』という言葉がフィリピンにはありえないことなんですね。

福祉大国として知られるフィンランドでは一部地域で離婚率が80%を超えと言います。理由として、半年間住所が別だと自動的に『離婚』とされることも要因としてあるようで、これもまた日本では考えられないことです。

フィンランドの隣国スウェーデンでは、一方が『離婚したい』と申し出れば離婚が成立すると……。フィンランドほどではありませんが、当然スウェーデンの離婚率もかなり高くなってしまいうようです。

さて、ここで先日の話。スコットランドがイギリスから離脱するというニュースを盛んに新聞、テレビなどのマスコミが取り上げました。イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドからなるグレートブリテン及び北アイルランド連合王国からスコットランドが独立するという突如沸き起こったこのニュースは大きな話題を呼びました。元々300年前にグレートブリテン王国が成立するまではスコットランド王国という一つの国だったスコットランド。平等的な合併ということで300年前イングランドと合併しましたが、新国家の議会や王宮などはイングランド王国に置かれ、イングランドによる不公平な併合だったと見るスコットランド人も多いようです。これまでもスコットランド独立賛成派の支持はありましたが、少し前の世論調査で

独立賛成派が独立反対派を支持率で逆転。独立への機運が高まりました。そんな中、イギリスのキャメロン首相がスコットランド独立に警鐘を鳴らし、反発。独立のデメリットとして『同じ通貨を使わない』『軍隊の分裂』『年金削減』などを挙げ、独立を『痛みの伴う離婚』と称しました。離婚には大きな代償を払うことになると盛んに発言したのが功を奏した？のか、スコットランドの独立は回避。イギリスの分裂という事態に発展することはありませんでした。世界で最も大きい代償を支払う離婚騒動を見て、フィンランドやスウェーデンの人々がどう思ったのか、大変気になるところですが……。スコットランド独立騒動の影響を受けてか、スペイン・カタルーニャ地方の独立騒動が注目を集めています。大都市バルセロナのあるカタルーニャ州でも、スペインからの独立を問う住民投票を行う動きがあり、バルセロナではデモも行われ、160万人とも言われる参加者がスペインからの独立を訴えました。財政危機を抱えたスペインではカタルーニャ地方でも民衆の不満が噴出。独立を決める住民投票の実施に関する法案が可決され、今年の11月9日、住民投票が行われようとしています。スコットランドでは世論は半分に割れていましたが、カタルーニャ地方では独立支持の声のほうが強いだけに、今後が注視されることとなりそうです。

将来、日本でも北海道や沖縄の独立問題が発生する……なんてことも!?日本人は他の国と違って国内の独立問題は現実味がなくピンと来ないかもしれませんが、仮にそうなった場合、国の財産や権力の設置場所など様々な問題が発生してきます。江戸時代の離婚のように4本の線を書いて、はい別れましょう……と、そんな簡単にはいかない話だけに、そんな問題が発生しないことを願うばかり。ま、そんなことはないでしょうけど。

### 佐藤 昌子

アトリエ・ミュージック企業組合 副理事  
Produced by Maw-Maw (マウマウ) 代表



企業の情報誌、フリーペーパーの編集や布小物の企画・販売を手がけながら「気持ちの良い暮らし方」を提案している。<http://www9.ocn.ne.jp/~mawmaw/>

# とある先生の ホームページ



奥山税理士事務所  
所長 奥山 享

## 親子間の金銭の無償貸付け

**Q**：親子間でお金をただで貸したら、贈与税がかかることもありますか？

**A**：場合によっては、贈与税がかかることもあります。

### 【解説】

金銭消費貸借契約には、利息付消費貸借契約と無利息消費貸借契約がありますので、ただでお金を貸すという契約は成立します。

次に利息ですが、これについては、次のように取り扱われています。

- ①利息の支払いに関する約定の定めがあるものは、その約定による利息とする。
- ②①以外で商人間の取引である場合は、商事法定利率（年6%）による。
- ③①以外で商人間以外の取引である場合は、民事法定利率（年5%）による。

ところで、贈与についてですが、相続税法では、対価を支払わないで又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合には、その受けた利益の価額に相当する金額をその受けさせた者から贈与により取得したものとみなして贈与税を課税することとしています。

したがって、原則としては、贈与税の対象になるのですが、受贈額が少額であるときや課税上弊害がないときには、強いて贈与税の課税対象にしないでよいこととしていますので、無償で貸付けをする場合には、この辺り（返済の能力の有無、借入れの理由、返済が条件どおりに行われているか、経済的利益の額など）がクリアできているかをよく検討しておく必要があるかと思えます。



## プロフィール

奥山税理士事務所 所長・税理士、有限会社奥山経営センターおよび株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ山形代表取締役社長、山形県中小企業経友会事業協同組合（山形県知事認可）の代表理事。

現在、税理士、ファイナンシャルプランナー、医業経営コンサルタント等として会計、税務、医療、資産運用のコンサルタント業務。各地の法人会、商工会、各業界セミナー、講演会、企業内教育の実施。

(社)山形県公共嘱託登記士地家屋調査士協会顧問。

編集室

年末が近づいてます！お仕事かなり詰まっている方多いのではないのでしょうか？土地家屋調査士たるもの、現場測量、立会、いずれにしても天候に左右される業種でございます。依頼者の要望で早急な対応を要する現場等あ

りますが、気をもめずに落ち着いて行動することでミスが減ります。一步現場に出れば危険が伴いますので、無理をせずに心に余裕を持って業務をこなすよう心がけましょう！

編集委員 倉知



土地家屋調査士 やまがた 秋号  
第185号

発行 山形県土地家屋調査士会

平成26年10月 発行

〒990-0041 山形市緑町一丁目4番35号

TEL (023) 632-0842

FAX (023) 632-0841

URL:<http://www.chosashi-yamagata.or.jp>

E-Mail:[green@chosashi-yamagata.or.jp](mailto:green@chosashi-yamagata.or.jp)

2015年合格を  
目指せ!!

合格者がススメル、中・上級者のための

# 土地家屋調査士 合格直結答練'15

東京法経学院が誇る最強の実戦演習講座はこれだ!!

通学講座  
通信教育

合格直結答練では、〈第1弾〉ベストセレクト答練→  
〈第2弾〉実戦答練 → 〈第3弾〉全国公開模試 の順で  
段階的に演習を行うことで、ハイレベルな学力の完成を目指します。

第1弾

## ベストセレクト 答練 (7回)

本講座では、応用問題を解くだけでは見落としがちな過去問レベルの良問を解答することで、知識を再構築し学力の習熟度を高めてまいります。弱点の早期発見や今後の学習計画の調整などといった現状分析の役割も担う講座となります。

第2弾

## 実戦答練 (12回)

「分野別予想答練」・「総合テスト」の2つのセクションで構成された答案練習会が実戦答練になります。本試験と同じ問題数・制限時間で解答していただきます。良質な問題は、近年の本試験問題を徹底的に分析することで判明した重要項目や論点を含んだ新作予想問題を出題します。

第3弾

## 全国公開模試 (2回)

本試験へ向けての予行演習を全て本番と同一形式で実施します。2回に分けて行われる「全国公開模試」は、5月中旬に実力診断模試、7月中旬に直前実戦模試の2回を行います。弱点の発見や、時間配分の確認・本試験シミュレーションへの対応などの各種最終調整を行うことができます。

☆ 通信教育(ベスト) + 通学(実戦)の併用も大募集!!

☆ 通信教育では、3タイプ(DVD付,DL,教材学習)を募集

### 学 費

- 通学 … 186,200 円 (税込)
- 通信 [DVD 付] … 216,000 円 (税込)
- 通信 [ダウンロード] … 172,800 円 (税込)
- 通信 [教材学習] … 136,800 円 (税込)

## 2015年2月上旬開講

通信教育[教材学習]は教育訓練給付制度対象講座となります。詳細は、当学院までお尋ねください。



# 日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱 損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい  
桐栄サービスの願いです

## 職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

## 団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1カ月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

## 団体傷害疾病保険

保険期間中、国内外を問わず  
1) 日常生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。  
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

## 測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

## 集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

## 損害保険代理店 有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館 6階

TEL: **03-5282-5166** FAX: **03-5282-5167**

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問い合わせをお願い致します。



**山形県土地家屋調査士会**

URL <http://www.chosashi-yamagata.or.jp>